

豊中市における多文化共生サービスのあり方について(案)

―意見書項目―

令和 7 年(2025 年) 月 日

豊中市立図書館協議会

はじめに

豊中市立図書館協議会(以下、本協議会)では平成 13 年(2001 年)6 月「豊中市立図書館における多文化サービスのあり方について(意見書)」を提出した。図書館ではこの意見書をベースに、通常のサービスや資料を利用できない、あるいは利用しにくい文化的・言語的少数者を主たる対象に多文化サービスを推進し一定の成果があり市民にも浸透した。

しかし、在日コリアンと留学生やビジネス関係者などが中心だった外国人市民は平成・令和を経て多国籍となり、地域を支える住民として生活するようになった。地域で暮らす背景も多様化し、家族で滞在する人も増え、学校現場にも様々な国の児童・生徒が通学するようになっている。地域社会の構成員として共に生きていくには国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築いていく多文化共生への取組みが大切であり、家族を含め、こうした人たちを取りこぼさないように情報アクセスを保障することが図書館の役割である。また、交流の場を提供することも図書館にとって重要である。

本協議会では、(仮称)中央図書館の開館に向け、図書館サービスの具体的な考え方として、令和 3 年度「豊中市立図書館における高齢者サービスのあり方について(報告書)」、令和 5 年度「豊中市立図書館における読書バリアフリーの取り組みのあり方について(報告)」の二つをまとめてきた。

令和 5 年度以降は「多文化共生サービス」について本協議会において慎重に審議をし、一定の方向性を取りまとめたので意見書として提出するものである。

I. 豊中市における外国人市民の現状と多文化共生にむけた基本目標

豊中市では、令和 6 年(2024 年)2 月、10 年ぶりに『豊中市多文化共生指針』が改訂された。それによれば、本市に在住する外国人市民数は、98 の国・地域、6,950 人(令和 5 年 6 月末豊中市住民基本台帳より)で、令和 2 年(2020 年)から令和 3 年(2021 年)にかけての新型コロナウイルス感染拡大防止のための入国制限により一時的に停滞したものの、令和 4 年(2022 年)以降に急増、10 年前と比較すると約 1.5 倍、人口の約 1.74%を占めている。国籍別には①中国②韓国・朝鮮③ベトナム④フィリピン⑤インドネシアなどとなっており、国や大阪府が外国人労働者の受け入れを進めていることから、今後も外国人市民の増加が見込まれる。

2. 目標

- ① 人権尊重の文化が根付くまち
- ② 外国人市民が安心・安全に暮らせるまち
- ③ 多文化共生をみんなで進めるまち
- ④ 国際感覚にあふれたまち

～『豊中市多文化共生指針』からの抜粋～

の4点があり、いずれも図書館として関与・寄与できる目標である。

Ⅱ 平成13年(2001年)の意見書からのこれまでの取組みの成果と課題

1. 成果

- ・外国語資料の継続的収集(現在、全館で●か国語●冊所蔵。毎年購入)
- ・全館で外国語資料を配架・提供(世界のこどもの本の部屋、多文化共生コーナー等)
- ・団体への貸出(ATOMS 配本、学校団体貸出など)利用実績
- ・多言語での対応(図書館利用案内、指さし会話シート、図書館ウェブサイトなど)
- ・外国人市民への情報提供(パスファインダー「がいこくじんのためのせいかつがいで」・「国際交流」、広報とよなかの多言語版、寄贈の外国語フリーペーパー)
- ・関係機関との連携(ATOMS、TIFA、しょうない REK、学校司書連絡会など)
- ・協力・連携事業(岡町／庄内／千里おやこ、庄内／千里にほんごほか)

2 課題(サービス実施と当事者インタビューから)

○情報提供

- ・外国人市民への直接サービスが中心。
- ・歓迎メッセージの発信や広報が不足している
- ・館内サインの多言語表記やピクトグラム活用、やさしい日本語・ルビの活用
- ・動線サポート(建物にたどり着いてもイベントを実施する会場までいけない)
- ・日本人への意識啓発をどう進めていくか
- ・日本人と外国人市民との交流をどう広げていくか
- ・生活に必要な情報をどう届けていくか(コロナ禍)

○支援体制

- ・職員の不安(意思疎通がうまくできない、言語によってはニーズに応える資料ない)
 - 職員研修、意思疎通のための翻訳ツール等の必要性
 - 利用者ニーズを反映した資料の収集
- ・支援する人を支援するには・・・
 - ・現状の職員体制で継続して取り組んでいけること
 - ・連携協力していくには

Ⅲ. 昨今の図書館における多文化(共生)サービス動向

1. IFLA 公共図書館宣言

「IFLA－UNESCO 公共図書館宣言 2022」では、公共図書館のサービスについて以下のように宣言している。

公共図書館のサービスは、年齢、民族性、ジェンダー、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分やその他のいかなる特性を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、デジタル技能やコンピュータ技能が不足している人、識字能力の低い人、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

2. 先進事例

近年、この宣言を具現化するように公共図書館サービスの「やさしいにほんご」などの先進的な取り組みが、新宿区大久保図書館などの都市部だけでなく熊本県菊池市でも行われ、地域に関わらず全国的に地域に生活する外国人に必要不可欠な基本サービスであることが周知されてきている。

Ⅳ. 今後の取り組む多文化共生サービスの方向性について

※図書館で主体的に取り組むこと/「場」の提供・支援を行う部分

※職員アンケートから出て来たアイデアの実践

※マイノリティに向けた資料がマイノリティだけの需要とは限らないという視点も持ち合わせた上でサービスを考える。(協議会委員からの意見)

※マジョリティの側にも「多文化サービス」は自分とも関係があるものととらえられるような打ち出し方がのぞましい。(協議会委員からの意見)

○多文化理解・多文化共生への取り組み

安心できる居場所づくり(居場所となるために必要なことは?／●●DAY)

地域住民の啓発／

3F(ファッション・フード・フェスティバル)+映画(とよシネマ)から【反うわさ】へ

※外国人市民が「多文化サービス」という言葉を聞いたとき、言語的にマイノリティである自分に向けたサービスだと直感できないのでは。言葉の出し方やサービスの位置づけに工夫が必要。(実質的には多言語サービス、言語的なハンデがある人に対するサービスである)(協議会委員意見)

○情報アクセスの保障

・基盤整備

資料の充実(紙媒体・電子書籍・ボードゲームも含め)/日本語学習・教室/wifi環境
RSS(ウェブサイトの新着情報を配信する仕組み)を取り入れ、新たにサイトを作るの
はなく、外部の既存サイトの更新情報を図書館Webサイト内への取り込み(要検討)

※弱者や厳しい立場になりやすい女性や子どもの能力を開花させていくにあたり、絵本
を使うことは大事。所蔵の外国語絵本 9,000 冊について利用実態を確認することが
本当に必要な方に認知されているのか問うことにつながる。(協議会委員意見)

・重点的に提供すべき情報はなにか

生活情報の困りごと／デジタルデータでの提供/(アンケート結果からいえること)

※生活状況、将来、ビザのことなど様々な困りごとに押しつぶされてどうにもならない気
持ちになっていることの方がはるかに多い(協議会委員意見)

○実施体制の整備

支援する人を支援(にほんご教室、おやこでにほんごスタッフ、教職員、雇用主・・・)

職員研修

「図書館が主体でやること」と支援(「場」のセッティング)

とよなか国際交流協会、市民団体等への協力連携

柔軟な組織作り方(SNS)

V.終わりに

本協議会では…

- ・背伸びをしない。
- ・豊中の強み(学校図書館を含めたネットワーク網)
- ・国流の報告から感じたこと
- ・連携/つながりをベースとしたサービスの展開(ともに取り組む)
- ・「場としての図書館」

※マジョリティは基本的にマイノリティの困り感というものに積極的にならないと分からな
い、知れないところがある。私たちは困るべき。彼らが困っているのに私たちは困らない
からやらなくてもいい、という態度は非常に問題。(協議会委員意見)

※・図書館でマイノリティの人権を考えるとときのいくつかの位相

1. 情報アクセスの権利を満たす
2. 理解に繋がる学びの土台を作る

(不足した情報の提供。図書館の重要な役割)

3. 理解がなされている状態を作る

(学習の出口、特定の価値感の醸成。言論の自由を守る図書館がそこまで担うかは慎重に)

※添付資料？

アンケート・インタビュー概要版、職員向けアンケート概要版

※参考資料紹介

『豊中市多文化共生指針』令和 6(2024)年度 2 月

『豊中市多文化共生に関するアンケート』令和5(2023)年度 5 月

『豊中市における多文化共生の地域づくりに向けた調査研究・要約』令和2(2020)年度